

「シストレ2 4 MirrorTrader 取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更

(平成24年2月27日)

現 行	変 更 後
第1条～第2条 (省 略)	第1条～第2条 (現行どおり)
<p>第3条 (定 義)</p> <p>シストレ2 4は、説明書にしたがって甲と乙とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引をいい、乙は自動売買取引 (<u>売買のタイミングをプログラム化し、そのシグナルにしたがって自動売買する取引手法</u>) および手動取引 (<u>取引に必要な項目を入力することが必要な取引手法</u>) を選択して取引できるものとする。</p>	<p>第3条 (定 義)</p> <p>シストレ2 4は、説明書にしたがって甲と乙とが相対で行う店頭外国為替証拠金取引をいい、乙は自動売買 (<u>甲がストラテジー (売買手法をプログラム化したもの) を選択し、選択したストラテジーの設定したシグナルにしたがって行う売買</u>) および手動取引 (<u>甲が甲の裁量で行う売買</u>) を選択して取引できるものとする。</p>
<p>第4条 (自己責任およびリスクの確認)</p> <p>(省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(1) ～ (5) (省 略)</p> <p>(6) <u>売買システム</u>の過去の運用実績は将来の運用成績を<u>確約</u>するものではなく、相場の状況によっては過去の運用実績を大きく下回るおそれがあること。</p>	<p>第4条 (自己責任およびリスクの確認)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(1) ～ (5) (現行どおり)</p> <p>(6) <u>ストラテジー</u>の過去の運用実績は将来の運用成績を<u>保証</u>するものではなく、相場の状況によっては、<u>過去の運用実績</u>を大きく下回るおそれがあること。</p>
第5条～第8条 (省 略)	第5条～第8条 (現行どおり)
<p>第9条 (注 文)</p> <p>甲は、<u>手動取引</u>でシストレ2 4に係る売買注文を行う際には、次に掲げる事項について、乙の応じ得る範囲内であらかじめ指示するものとする。一方、<u>自動売買取引</u>では、甲が予め選択した<u>取引システム</u>が必要事項を自動的に指示するものとする。</p> <p>(1) ～ (6) (省 略)</p> <p>2 前項第5号に規定する注文の種類は、乙が定めるものの中から甲または<u>システム</u>が選択するものとする。</p> <p>3～5 (省 略)</p>	<p>第9条 (注 文)</p> <p>甲は、<u>手動売買</u>でシストレ2 4に係る売買注文を行う際には、次に掲げる事項について、乙の応じ得る範囲内であらかじめ指示するものとする。一方、自動売買では、甲が予め選択した<u>ストラテジー</u>が必要事項を自動的に指示するものとする。</p> <p>(1) ～ (6) (現行どおり)</p> <p>2 前項第5号に規定する注文の種類は、乙が定めるものの中から甲または<u>ストラテジー</u>が選択するものとする。</p> <p>3～5 (現行どおり)</p>
第10条 (省 略)	第10条 (現行どおり)
<p>第11条 (両建て取引)</p> <p>同一通貨ペアの売り買い双方のポジションを同時に保有することを両建て取引という。甲は、シス</p>	<p>第11条 (両建て取引)</p> <p>同一通貨ペアの売り買い双方のポジションを同時に保有することを両建て取引という。甲は、シス</p>

現 行	変 更 後
<p>トレ24の<u>手動取引</u>において両建て取引を行う場合には、スワップポイントが損計算になること、売買価格差を二重に負担することとなることおよび証拠金が売り買い双方に必要となること等の経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることを承諾したうえで行うものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>トレ24の<u>手動売買</u>において両建て取引を行う場合には、スワップポイントが損計算になること、売買価格差を二重に負担することとなることおよび証拠金が売り買い双方に必要となること等の経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることを承諾したうえで行うものとする。</p> <p><u>2 第1項にかかわらず、甲は、自動売買で複数のストラテジーを選択した場合、ポジションが両建てとなる場合があることを承諾する。</u></p>
<p>第12条～第25条 (省 略)</p>	<p>第12条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (免責事項)</p> <p>(省 略)</p> <p>(1)～(7) (省 略)</p> <p>(8)甲のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、シストレ24のカバー先金融機関のコンピューターシステムやソフトウェアの故障、誤作動、遅延(乙の故意または重過失に起因する場合を除く)等のシストレ24に係るコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよび通信回線の故障もしくは誤作動等、機器および通信回線の瑕疵または第三者による妨害等により生じた損害。</p> <p>(9)～(12) (省 略)</p> <p>(13)シストレ24のカバー先金融機関からの価格配信不能またはカバ<u>ー先金融機関</u>の取引不能等により、乙が甲の注文を受けられないことにより生じる損害。</p> <p>(14)～(15) (省 略)</p> <p>(16)障害等により、本来の自動売買取引が行われなかったことにより甲に生じた損害。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第26条 (免責事項)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8)甲のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、<u>シストレ24のプラットフォーム提供会社、バックトレードシステム提供会社、バック管理システム提供会社</u>またはカバー先金融機関のコンピューターシステムやソフトウェアの故障、誤作動、遅延(乙の故意または重過失に起因する場合を除く)等のシストレ24に係るコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システムおよび通信回線の故障もしくは誤作動等、機器および通信回線の瑕疵または第三者による妨害等により生じた損害。</p> <p>(9)～(12) (現行どおり)</p> <p>(13)シストレ24の<u>バックトレードシステム提供会社</u>またはカバ<u>ー先金融機関</u>からの価格配信不能または取引不能等により、乙が甲の注文を受けられないことにより生じる損害。</p> <p>(14)～(15) (現行どおり)</p> <p>(16)<u>シストレ24のプラットフォーム提供会社</u>の障害等により、本来の自動売買が行われなかったことにより甲に生じた損害。</p> <p><u>(17) ストラテジー提供者、カバー先金融機関または乙が、シストレ24の提供を廃止したために甲に生じた損害。</u></p>
<p>以 上</p> <p>平成23年11月16日</p>	<p>以 上</p> <p>平成24年2月27日</p>